

現行法のその他の問題点

英知法律事務所
弁護士 森 亮二

取得の規制と目的外利用の規制①

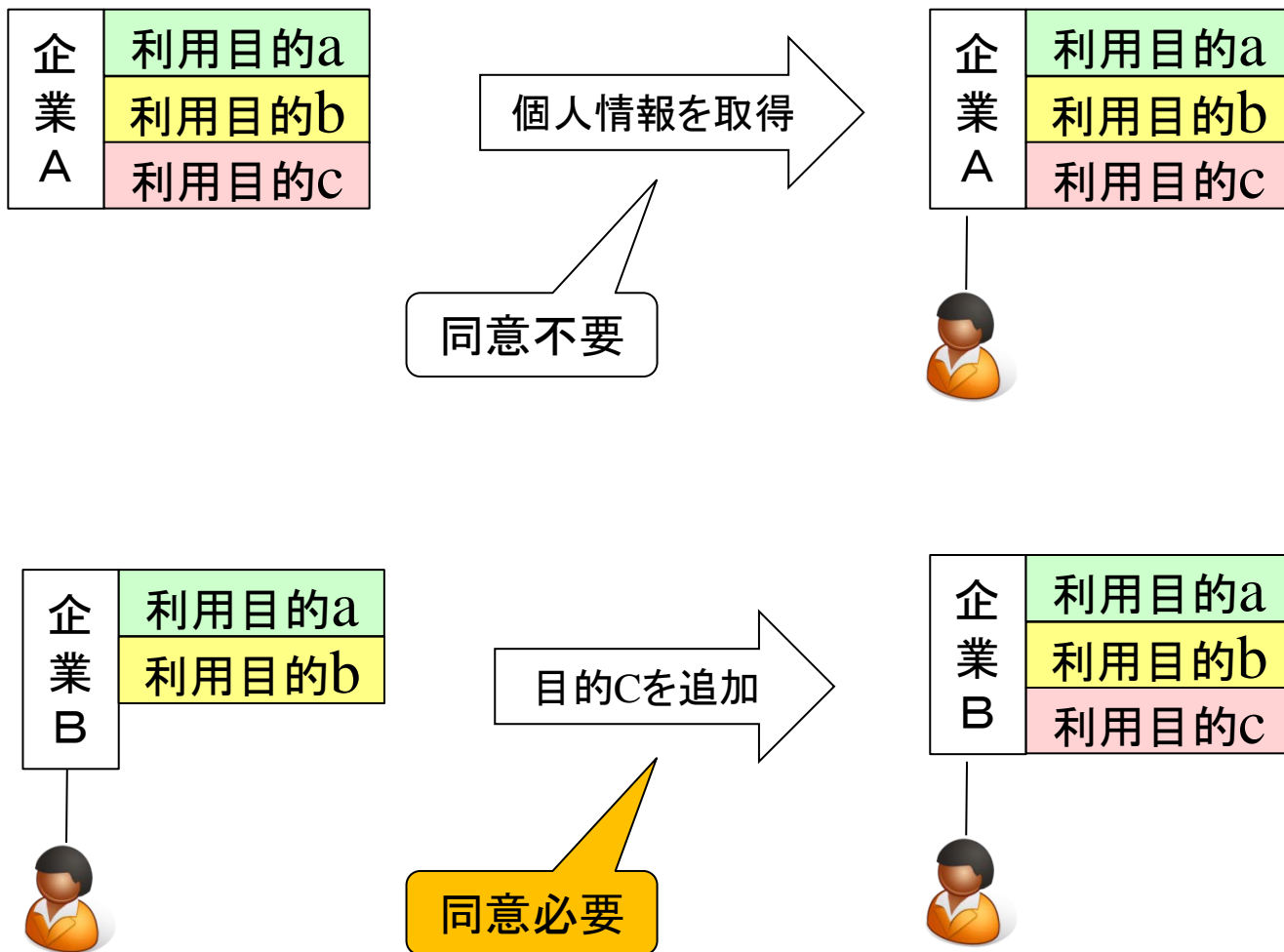
関連規定の概要

- 第15条(利用目的の特定)
 - **利用目的**をできる限り特定し【1項】、変更は相当な関連性の範囲で【2項】。



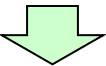
- 第16条(利用目的による制限)
 - 本人の**同意**なく**利用目的**の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない【1項】
 - 合併等で承継した場合の利用は、承継前の利用目的の範囲で【2項】。

- 第18条(**取得に際しての利用目的の通知等**)
 - 利用目的をあらかじめ公表しておくか、取得後すみやかに通知・公表する【1項】
 - 本人から個人情報を直接書面取得する場合には、利用目的を本人に対し事前に明示する【2項】

取得の規制と目的外利用の規制②

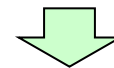


取得の規制と目的外利用の規制③

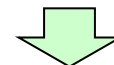
- 企業Aは、個人情報の取得に際して本人の同意を得る必要はない。企業Aが利用目的cを掲げて個人情報を取得することを、本人は拒否できない。
- もし、企業が先に個人情報を取得していて、従来の利用目的a、bに利用目的cを追加する場合には、本人の同意が要求されるため、本人は利用目的の追加を拒否できる。それが企業Bのケース。
- 取得に同意を必要としない現行法において、本人は、さまざまな企業の利用目的にさらされることについて、拒否権を持っていない。勝手に取得され、所定の利用目的で利用されてしまう。しかし、もともと個人情報を取得していた企業が利用目的を追加する場合(目的外利用)に限っては、拒否権を持っている。
- 取得の際に同意を要求せずに、目的外利用に同意を要求するのは不均衡ではないか。

取得の規制と目的外利用の規制④

- OECD8原則の「利用制限の原則」は、「情報主体の同意か法律の規定がある場合以外は目的外利用をしてはならない」とする。



- しかしその一方で、OECD8原則の「収集制限の原則」においては、「取得に際して情報主体に通知をしまたは同意を得るべき」、とされるので、不均衡の問題はない。



ではどうするか？

- ◆ 取得の際にも同意を必要とする。
 - JISQ15001は直接書面取得の場合の同意を要求している(可能な場面で)。
 - スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ等、取得の同意を求める基準あり(重要な情報について)。
- ◆ 目的外利用を無制約に可能とする。
 - 利用目的に関する規制の趣旨を没却するおそれ
- ◆ 目的外利用を本人のオプトアウトで可能とする

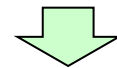
保有個人データの定義について①

- 保有個人データの定義(第2条5項)を簡単にいえば・・

取扱事業者が①開示、②訂正等、③利用停止等を行うことのできる権限を有する個人データ

すべての権限が必要というのが立法者解釈

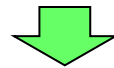
- 保有個人データに関する主な義務は・・
 - ❖ 保有個人データに関する事項の公表等(第24条)
 - ❖ 開示(第25条)、❖ 訂正等(第26条)、❖ 利用停止等(第27条)



- 要するに、「〇〇できるものについて、〇〇する義務がある」という形になっている。

保有個人データの定義について②

- 保有個人データの定義が「①、②、③の権限があるもの」とまとめて書かれている一方で、義務規定の方は、「保有個人データに関する①の義務」、「保有個人データに関する②の義務」、「保有個人データに関する③の義務」と分かれて規定されている。



- そのため、「①の権限はないが②の権限があるものは保有個人データにあたるのか?」「②の権限がある場合には、①や③と無関係に②の義務を認めるべきでは?」のような疑問が生じる。



- そんなことなら、保有個人データを定義せず、単に、以下のような規定にすればよかったのでは?

- 取扱事業者は、開示の権限がある個人データについては、開示をしなければならない(事項の公表等も)。
- 取扱事業者は、訂正等の権限がある個人データについては、訂正等を行わなければならない。
- 取扱事業者は、利用停止等の権限がある個人データについては、利用停止等を行わなければならない。

第19条の位置づけ①

第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 仮に、訂正等の権限があるものは、訂正等の文脈では保有個人データにあたるのであれば、本条は理解できない。なぜならば、訂正等のできない個人データ（したがって保有個人データではない）について、アップデートの義務を課しているから。



- ①開示、②訂正等、③利用停止等のすべての権限があるものが保有個人データとであれば、本条は、一応理解できる。つまり、「①開示や③利用停止等の権限はないものの、②訂正等の権限があるものについては、最新のものにアップデートする努力義務を負う」



- その場合、保有個人データについては、一定の条件で訂正等の法的義務があり、①③の権限が揃わないことにより個人データに留まるものについては、アップデートの努力義務にとどまると解することになる。

第19条の位置づけ②

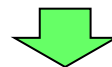
- しかしそうはいうものの、訂正等の権限があるものについて、1ランク落として、努力義務にとどめておくことの合理性は疑問。



- やはり↓がいいのでは？

■ 取扱事業者は、訂正等の権限がある個人データについては、訂正等を行わなければならない。

- 同じ義務規定グループの対象となる情報ごとに、いちいち定義を作る必要はないのではないか。



- このことは準個人情報についても同じ。

義務規定と個人情報の種類①

現行法

| | |
|------|-------------------|
| 第15条 | 利用目的の特定 |
| 第16条 | 利用目的による制限 |
| 第17条 | 適正な取得 |
| 第18条 | 取得に際しての利用目的の通知等 |
| 第19条 | データ内容の正確性の確保 |
| 第20条 | 安全管理措置 |
| 第21条 | 従業者の監督 |
| 第22条 | 委託先の監督 |
| 第23条 | 第三者提供の制限 |
| 第24条 | 保有個人データに関する事項の公表等 |
| 第25条 | 開示 |
| 第26条 | 訂正等 |
| 第27条 | 利用停止等 |



義務規定と個人情報の種類②

たとえば、義務規定を変更しないとしても・・・

| | | |
|------|-------------------|--------------------------------------|
| 第15条 | 利用目的の特定 | データベース化されなくても適用される義務 (個人情報に関する義務) |
| 第16条 | 利用目的による制限 | |
| 第17条 | 適正な取得 | |
| 第18条 | 取得に際しての利用目的の通知等 | |
| 第19条 | データ内容の正確性の確保 | 基本義務 (個人データに関する義務) |
| 第20条 | 安全管理措置 | |
| 第21条 | 従業員の監督 | |
| 第22条 | 委託先の監督 | |
| 第23条 | 第三者提供の制限 | |
| 第24条 | 保有個人データに関する事項の公表等 | [要検討] |
| 第25条 | 開示 | 開示可能な場合に+ |
| 第26条 | 訂正等 | 訂正等可能な場合に + |
| 第27条 | 利用停止等 | 利用停止等可能な場合に + |

ご清聴ありがとうございました